

議第 1 3 号

高島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

高島市長 福 井 正 明

高島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

高島市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年高島市条例第 2 6 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第 3 2 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	4 2 0
	第 2 種電柱		6 5 0
	第 3 種電柱		8 8 0
	第 1 種電話柱		3 8 0
	第 2 種電話柱		6 1 0
	第 3 種電話柱		8 3 0
	その他の柱類		3 8
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	3 7 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	2 3 0
	変圧塔その他これに類するものお よび公衆電話所	1 個につき 1 年	7 6 0
	郵便差出箱および信書便差出箱		3 2 0
	広告塔	表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	9 6 0

	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
	外径が1メートル以上のもの		450
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		480
	地下に設ける通路		290
	その他のもの		760
法第32条第1項第6号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	96

施設			一トルにつき1月	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年
令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	96
令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				76
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地価を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額

	るもの	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前にした許可に係る占用料（占用許可の期間が令和

3年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和3年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。